

徴収事務の委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、新潟市新津地区グリーンセンターの徴収事務について、次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 7 年 4 月 1 日

新潟市長 中 原 八 一

1 徴収事務受託者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 グリーンセンター管理委員会 会長 志田 貴弘

所在地 新潟市秋葉区七日町 2 2 3 4 番地 1

2 徴収事務を行わせる歳入

令和 7 年度新潟市新津地区グリーンセンター使用料

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 7 年 4 月 1 日

4 徴収事務を委託した日

令和 7 年 4 月 1 日

5 徴収事務を行わせる期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで